

会 議 結 果 報 告 書

会 議 名 称	政策会議	
日 時	令和6年1月25日(月) 午後4時30分～午後5時57分	
場 所	本庁舎3階3A会議室	
出席者	出席	市長、内田副市長、高橋副市長、教育長、政策部長、総務部長、上下水道局長
	事務局	総合政策課長、課長代理(政策調整担当)、担当秘書課長

議題1：「特定非営利活動法人みんなの食堂はだの・フードバンク」とのフードバンクの設置及び運営に関する協定の締結等について	
担当部課等	福祉部生活援護課
説明者	福祉部長、生活援護課長、課長代理（生活支援担当）
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会議経過 (説明・意見等)	<p>【説明】 資料に基づいて説明。</p> <p>【質疑及び意見等】 問. 協定書(案)に「食料等」と記載されているが、食料以外の提供も考えているのか。 答. 食料の提供が最優先だが、将来的には子供服などを子育て世帯、一人親世帯などに提供することも想定している。</p> <p>問. 団体の資金計画は、今後支給回数が増加することも想定したうえで検討しているか。 答. 人件費は月5回で試算されている。仮に回数が増えた場合でも、有償ボランティア以外に、無償ボランティアの参加も見込んでおり、現状の計画で対応可能と考えている。</p> <p>問. 将来的に団体の運営が市の補助金なしで成り立つ見込みはあるのか。 答. 令和12年度の黒字化を目指しており、補助金の見直しも行うので、収入の確保について市からも助言等を行っていく。</p>
会議結果	原案了承

議題2：秦野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営等の基準を定める条例の一部を改正することについて	
担当部課等	こども健康部保育こども園課

説 明 者	こども健康部長、保育こども園課長、課長代理（認定・入所担当）
提 案 理 由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会 議 経 過 (説明・意見等)	<p>【説明】 資料に基づいて説明。</p> <p>【質疑及び意見等】 問. 保育所における重要事項のインターネットへの掲示状況はどのようなか。 答. 重要事項の掲示については、インターネットへの掲示があまり実施されていない状況にある。国では子育て支援システム「ここdeサーチ」を運用しているが、活用が進んでいないこともあり、本改正によりインターネットへの掲示を義務化することで、保護者が保育所を選ぶ際の参考にしやすくすることも目的としている。</p> <p>意見. 議案の提案理由では「インターネット」と記載されており、分かりやすい表記だが、法令では「電気通信回線に接続して行う自動公衆送信」となっているため、表現が適切か確認すること。</p>
会 議 結 果	原案了承

議題3：定数外保育士雇用費に係る補助基準の見直しについて

担当部課等	こども健康部保育こども園課
説 明 者	こども健康部長、保育こども園課長、課長代理（保育・給付担当）
提 案 理 由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会 議 経 過 (説明・意見等)	<p>【説明】 資料に基づいて説明。</p> <p>【質疑及び意見等】 問. 保育士の質の向上を図るため、どのような取組みを想定しているか。 答. 公立園におけるICTの取組みを民間園にも情報提供したり、公立園を対象に開催している研修に民間園も参加していただくなど、研修の充実に取り組んでいる。</p>
会 議 結 果	原案了承

議題4：財団法人設立による新たな文化振興について

担当部課等	文化スポーツ部文化振興課
説明者	文化スポーツ部長、文化振興課長、課長代理（文化交流担当）
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会議経過 (説明・意見等)	<p>【説明】 資料に基づいて説明。</p> <p>【質疑及び意見等】</p> <p>問. 自主事業等において意思決定をする事務局長のような役職は置くのか。</p> <p>答. 事務局は文化振興課が務めるが、最終的な決裁は代表理事の方をお願いすることを想定している。</p> <p>意見. 市職員が入ると財団の自立が難しくなるが、非常勤職員1名の体制では財団の運営も厳しいため、体制をよく検討されたい。</p> <p>問. 核となる財源確保の手段はどのようなか。</p> <p>答. 商工会議所の会員となっている企業への出資の呼びかけなどを想定している。</p> <p>意見. 寄付金やクラウドファンディングは景気にも左右され、継続的に収入を確保するのは難しいと思われるため、財源確保の手段をよく検討されたい。</p> <p>問. 市が100%出資する財団を設立する以上、それによる人口や税収の増加や、財団への事務移行による市の人的・経済的負担軽減などの効果が得られるかどうか、市の補助金を当てにせず安定した運営が見込めるかどうかなど、様々なことを考慮する必要がある。また、市が出資する法人の経営状況を議会へ報告する事務が生じるため、市の正規職員の事務負担が増える。財団の設立による総合的なメリットをよく精査したうえで検討すべきではないか。</p> <p>答. 最初から大きな事業を実施するのではなく、商工会議所等の支援をいただきながら、まずは財団を「小さく作って大きく育てる」ことで、今後の秦野の文化を育てる推進組織を作り上げていきたい。また、最初は最低限の人員配置とするが、役員には理事が必要であるため代表の理事を置き、最終決裁権者を担っていただき、適正な運営に努めていきたい。</p> <p>問. 文化振興基金を廃止し、全額を財団へ移管することとしているが、国や県が指定していない文化財への助成などは、これまで寄附していただいた方々が想定していない使い方では</p>

	<p>ないか。</p> <p>答. 基金の目的は、文化の振興であり、これまでの寄附の趣旨から逸れることはないと考えている。</p> <p>意見. 財団設立は、平成25年度に懇話会で示された「文化芸術振興をするための効果的な推進体制の構築」の取組みを踏まえ、秦野の文化振興をより充実させるためのステップアップになるという考えもある。位置づけを整理すること。</p> <p>意見. 文化振興基金を廃止するのは公益財団法人に移行する時ということを確認しておくべき。</p>
<p>会 議 結 果</p>	<p>設立の段階で、安定した運営が見込めるのか、また市の経営や文化の振興に寄与するのかなど、財団の設立による総合的なメリットをよく精査し、この財団が市の負担とならないように、財団設立以外の方法も含めて検討すること。</p>